

<利用資格者、利用者の定義>

- 1、「利用資格者」とは、契約者の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスを利用することができる契約者と同居している親族をいいます。
- 2、「利用者」とは、利用資格者のうち、本サービスを実際に利用する者をいいます。

<住まいのかけつけダイヤル（電気）>

本利用規約は住まいのかけつけダイヤルの「電気かけつけサービス」についての規約です。

1、サービスの対象建物

利用者が居住の用に供する目的で所有または賃借する個人の住宅または専有・占有する居住部分をいい、クラブパラマウント長期延長サポートプラス会員およびプラス会員登録時ご住所を対象とします。事務所、飲食店等の店舗、学校、病院等の業務用の建物は除きます。

2、サービス提供地域

本サービスは日本国内のみ適用されます。ただし、離島など一部の地域では本サービスの提供ができない場合があります。

3、サービスを提供出来ない場合

(1)本サービスは以下の事項に該当する場合は本サービスの対象外となります。

- ①故意、または重大な過失によって生じたトラブル
- ②地震・噴火、風災や水災等の自然災害や火災を原因とする場合
- ③戦争又は暴動を原因とする場合

4、サービスをご利用頂く際のご注意事項

- (1)本サービスはサービス会社を利用者にご紹介し、年1回、利用者の料金負担なく、応急処置サービス利用ができます。
- (2)サービス会社によるサービス提供であり、時間帯、日時によってはサービスの着手にお時間がかかる場合または、サービス会社の休業日等によりサービスの提供が出来ない場合があります。
- (3)本サービスの提供範囲外の費用や年1回の無料利用後は、利用者のご負担による作業となります。また、サービスのご利用後にサービスの対象でないことが判明した場合、費用は全て利用者のご負担となります。
- (4)サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。

5、サービス受付時間

本サービスの受付時間は9時～17時になります。

・電気のかけつけサービスについて

- (1) 対象建物の居住物件の（専有・占有部分）のブレーカーの確認、電球交換などに、現場へかけつけ、1人工30分間の応急処置を行います。
- (2) 提供サービスとしては、管球交換の応急対応。ブレーカーが落ちて電気がつかない場合のブレーカーの確認、調整対応。エアコンの水漏れ時のドレン管水詰まり等の確認調整を提供します。トラブル内容によっては、一度サービス会社に対応可否を確認させて頂く場合もございます。
- (3) 応急処置を超える作業、本修理や部品交換代などは有料となります。
- (4) 1世帯当たり年1回（1か所）無料でご利用が可能です。
- (5) 原因箇所が併用住宅の店舗専用部分、マンションやアパート等の集合住宅における共用部分等、専有・占有部分以外に及ぶ場合は、サービス対象外となります。
- (6) 管球交換における電球（管球）はお客様にて事前にご用意頂きます。

尚、上記のサービスは本利用規約に基づき、次の会社（以下、委託会社）にサービスの運営を委託しています。

上記のサービス：株式会社プライムアシスタンス

<利用者の費用負担、対象期間等について>

1、次の各号に掲げる費用は、利用者が負担するものとします。

- (1) 本サービスを利用するために要する電話料金その他の通信費（通信環境の整備に係る費用含む）
- (2) 各種処置にかかる部品代
- (3) 作業員の増員を要する作業の処置に係る作業員追加分の費用
- (4) その他、本会員向けサービスの範囲に含まれない作業にかかる費用

2、サービスの対象期間

本サービスの対象期間は、本会員契約期間とします。ただし、期間の途中で本会員契約が退会された場合はサービスの提供を行いません。

3、サービスをご利用頂く際のご注意事項

本サービスは、サービス内容を予告なく変更する場合や、サービスの利用を制限させて頂く場合があります。

4、サービス提供を行わない場合。

委託会社は、次のいずれかに該当する場合（該当するおそれのある場合も含まれます。）はサービスの提供を行いません。

- ①公序良俗に反する行為
- ②法令に違反する行為
- ③第三者（パラマウントベッド株式会社を含みます。）に不利益を与える行為（誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為のほか、迷惑行為を含みます。）

④営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する場合

⑤パラマウントベッド株式会社または委託会社が、著しく利用頻度が高いまたは意図的な利用（※）と判断した場合

※例：応急処置後にサービス会社が該当箇所の修理・交換や、より専門的なサービス提供者への相談を勧めたにも関わらず、同じ故障個所の応急処置作業のみを依頼してきた場合。また、サービス会社が駆けつけ後、現地にて対応できないと判断した業務を再度依頼してきた場合。